

雇用？委任？それとも・・・

法務委員会 専門員

ひらはら としあき
櫛原 利明

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、明治29年の制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、現在、法制審議会の部会において、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い「契約」に関する規定を中心に見直しの調査審議が行われている。民法第3編「債権」の第2章「契約」では、「贈与」、「売買」、「請負」など代表的な13の契約類型が規定されており、これらは「典型契約」と呼ばれている。しかし、私法領域においては「契約自由の原則」があるので、これらに当てはまらない契約も公序良俗等に反しない限り、「無名契約（非典型契約）」として許されている。

ところで最近、報道等でこの「無名契約」がクローズアップされる場面が生じた。それは、日本相撲協会と親方衆の間の法律関係である。相撲協会は、新公益財団法人化を目指して内閣府公益認定等委員会へ既に移行申請書類を提出しており、現在（本稿執筆時）審査中である。重要な添付書類の一つである新定款案は公表されていないので詳しい内容は不明だが、報道によれば、その立案過程において親方衆の契約上の立場をどうするか大問題になったとのことである。すなわち、従来、親方衆は「協会員」として協会業務を分担遂行して協会から給料が出ており、協会と「雇用」関係にあると見られていた。ただし、実質的な本務である、所属する相撲部屋の力士の育成・指導について「雇用」で捉えきれぬかは、疑問もあった（しかし、相撲部屋を協会の外部の存在として、そこに属する親方衆に力士の養成を（準）委任するという法律構成も、いささか現実離れしている。そもそも、江戸時代以来の形態である「相撲部屋」の独立性をどう見るか、それをどのように法律構成するのか、一つの大変興味深いテーマである。）。また今までは、すべての親方は同時に法人である協会の評議員であり、評議員会は、協会の諮問機関であった。ところが新制度では、評議員会は、協会の理事・監事の任免権や予算の議決権等を付与され、権限が格段に強化された。それとともに、評議員は、理事・監事・使用人を兼ねてはならないこととなったため、従来のような雇用関係とすると使用人である親方衆は評議員会に全く関与できず、外部の者のみによって協会の最高の意思決定がなされることとなってしまふ。このことに、親方衆は、強く反発したようだ。

そこで、協会と相撲部屋及び親方衆との現状の関係を最も的確に規定するような非典型的な契約関係を検討することとなったようである。その結論がどうなったかは、執筆時点でまだ分からない。協会は、新評議員候補として外部4人のほか、現役親方3人を予定していると報道されているが、少なくともその3人の親方については任期中は協会の業務は行わず無給になると思われる。いかにして所得を確保するのであろうか（報道では、力士育成についての委託契約を結ぶとのこと）。どのような契約関係となっているのか、早く新定款の中身を見てみたい。

いずれにせよ、相撲協会の公益財団法人化は、当初予定されていた本年1月1日からずれ込んでいる。既に新法人への移行期限は昨年11月末に経過しているので、もはや一般法人化などへの再申請はあり得ず、あとは公益財団法人化が認可されるか、そうでなければ法律上相撲協会は解散となってしまうかの二者択一で、まさに土俵際である。その帰趨が大いに注目されるところである。